

議会受付番号	鎌議第 1149 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

鎌倉市職員労働組合の市財産である備品を無許可利用した件

2 質問の要旨

- 1 鎌倉市職員労働組合現業職員評議会が神奈川県労働委員会に提出した第3準備書面によれば、職員が署名した際に市の財産である所属のゴム判を使用したことについて、言いがかりと中傷しているが、公務でもない署名活動で市のゴム判を利用することは、不適切でないのか。
- 2 ゴム判を使用した課はどこか。そのゴム判を使用して署名した者はだれか。
- 3 使用についてどのような許可等の手続きを行い使用したのか。
- 4 使用する根拠なく使っていたのであれば、過日、懲戒された再任用職員の如くきちんと処分を行って頂きたいが如何か。その理由と共に教えて頂きたい。
- 5 本署名活動の主導した責任者は誰か。
- 6 その責任者の「ゴム判使用」の見解は把握しているか。見解は何か。
- 7 勤務時間の何分を署名活動に充てたのか。

3 答弁

- 1 市の財産を公務外で使用することは、適切ではないと考えます。
- 2 ゴム印が使用されていた課は、市民課、高齢者いきいき課、資源循環課及び都市整備総務課の4課です。署名した職員は12名ですが、懲戒処分においても原則氏名は公表しないことから、氏名の公表までに至るものとは考えておりません。
- 3 ゴム印については、業務において課名等を頻繁に記入することを簡略化するために各課等において購入しているものであり、使用に当たっての手続きはありません。
- 4 市の財産を公務外で使用したことは適切でなく、また、公私をしっかりと区別す

る必要があると考えていますが、その行為のみをもって懲戒処分に該当する非違行為に当たるとは考えておりません。

5 本署名活動は、鎌倉市職員労働組合及び鎌倉市職員労働組合現業職員評議会が主導したものであり、その代表者であると考えます。

6 責任者の見解については、把握しておりません。

7 署名活動に充てた時間は把握しておりません。なお、市議会平成 26 年 9 月定例会終了後、署名状況について調査した結果、署名をした職員数が 420 名で、うち勤務時間内に署名した者が 17 名、勤務時間外が 342 名、勤務時間内・外いずれであったか覚えていないが 59 名であったことを確認しています。